

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目	改正	現行
施工プロセスチェック運用指針 (土木工事編)	第2条 (対象工事)  別紙1 「施工プロセス」 チェックリスト	長崎県が行う建設工事のうち、当初設計額1,500万円以上の請負工事を対象とする。  2) 建設業退職金共済証紙(ポイント)の購入及び配布を適切に行っている。	長崎県が行う建設工事のうち、当初設計額1,000万円以上の請負工事を対象とする。  2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
	1. 施工体制 I. 施工体制一般	3.建設業退職金共済制度	2) 建設業退職金共済証紙(ポイント)の購入及び配布を適切に行っている。
施工プロセスチェック (土木工事編)	1. 施工体制 I. 施工体制一般	<チェックポイント> 書類確認：提出された請負代金内訳書に法定福利費が記載されているか確認する。 また「設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額の概算額」と比較し、受注者の記載した法定福利費と一定以上の乖離がないことを確認する。 なお、入力時に提出があった工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱う場合も同様に法定福利費の確認を行う。	<チェックポイント> 書類確認：提出された請負代金内訳書に法定福利費が記載されているか確認する。
	1. 施工体制 I. 施工体制一般	<判断基準> 法定福利費が記載された請負代金内訳書を30日以内に提出し、下記①～③のうち一つを満たしていることが確認できた。  適正 ①記載された法定福利費が発注者が算出した概算額の1/2以上である。 ②記載された法定福利費が概算額の1/2未満であったので、受注者に再確認を行った後、1/2以上に訂正された。 ③記載された法定福利費が概算額の1/2未満であるが、乖離について根拠ある資料を提示のうえ説明がなされた。  督促 期日以内に提出されなかったため監督職員が工事打ち合わせ簿により催促を行った。  事案通知 一定以上の乖離があることについて明確な説明がなされないなどの不適切な対応を受けた場合や、受注者が下請企業の見積書を尊重せず、法定福利費を一方的に削除するなど不正行為(建設業法第19条の3に違反)が強く疑われる場合には、建設業許可機関に対し当該事案を通知する。  契約解除 催促後も提出がない場合は、契約解除もきめて検討。  対象外 対象外なし。	<判断基準> 適正 法定福利費が記載された請負代金内訳書が期日以内に提出されていることが確認できた。  督促 期日以内に提出されなかったため監督職員が工事打ち合わせ簿により催促を行った。  契約解除 催促後も提出がない場合は、契約解除もきめて検討。  対象外 対象外なし。
施工プロセスチェック 判断基準 (土木工事編)		<注意事項> ④【「適正」の③の場合の確認方法(例)】令和3年12月1日付 総行第419号、国不入企第33号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取り組みについて」 ※法定福利費の算出方法を確認し、 ・下請から提出された見積書等を活用して算出されている場合は、見積書等の提示による説明を求める。 ・労務費額に法定保険料率を乗じて算出されている場合は、見積書等の提示による等の根拠計算書等の提示による説明を求める。 ・工事価格に法定福利費率を乗じて算出されている場合は、法定福利費率の計算書資料の提示による説明を求める。	<注意事項> ④【「適正」の③の場合の確認方法(例)】令和3年12月1日付 総行第419号、国不入企第33号「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取り組みについて」 ※法定福利費の算出方法を確認し、 ・下請から提出された見積書等を活用して算出されている場合は、見積書等の提示による説明を求める。 ・労務費額に法定保険料率を乗じて算出されている場合は、見積書等の提示による等の根拠計算書等の提示による説明を求める。 ・工事価格に法定福利費率を乗じて算出されている場合は、法定福利費率の計算書資料の提示による説明を求める。
	1 工事実績報告  2 施工管理体制	<注意事項> ② 参考：確認内容の限定(長崎県29建企第579号 コリンス・テクリス登録システムの運用の改正について)	<注意事項> ② 参考：確認内容の限定(29建企第579号 コリンス・テクリス登録システムの運用の改正について)
		<注意事項> ①【施工管理】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-30)	<注意事項> ①【施工管理】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-29)

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目	改正	現行
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）	1. 施工体制 I. 施工体制一般	3 建設業退職金共済制度等 3-1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 3-2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>① 【標識の現場掲示】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-47）</p>
	4 施工体制台帳、施工体系図	4-1) 施工体制台帳を現場に掲え付け、かつ、同一ものを提出した。 4-2) 施工体制台帳の添付書類である下請負契約書（写）及び下請負通知書を提出している。	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>① 【再下請負通知】：建設業法（第24条の8第2項）</p> <p>② 【現場の安全衛生管理体制について】 ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～ ：長崎県令和元年7月2日付け31建企第245号</p>
	4 施工体制台帳、施工体系図	4-3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>② 【施工体系図「提出用」】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <p>• 受注者は、下請契約を締結した場合には、施工体系図「提出用」（下請区分、住所、代表者名、許可番号、請負金額の他必要事項を記載）を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>• 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</p> <p>• 単師契約の場合は、契約時点の予定総額を記入すること。</p> <p>③→次下請人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者、工期を記載する。 ：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p>
	4 施工体制台帳、施工体系図	4-5) 施工体系図「掲示用」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 4-6) 施工体系図に記載のない業者が作業していない。	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>② 【施工体系図の掲示等】：建設業法（第24条の8第4項）</p> <p>⑤ 【現場の安全衛生管理体制について】 ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～ ：長崎県令和元年7月2日付け31建企第245号</p>
		<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>① 【標識の現場掲示】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-46）</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>③ 建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について（平成11年3月31日建設省厚労発第22号）</p> <p>• 共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他の関係資料の提出を求めらるることがある。</p> <p>④ 建設業退職金共済制度における発注者の確認について</p> <p>• 建設業退職金制度で従来の証紙方式に加え電子申請方式が導入され、元請は工事毎に選択する。 【証紙方式】</p> <p>• 工事完了後に元請が作成する「掛金充当実績総括表」の提示を受け、「掛金充当日数」と掛金収納書における「証紙枚数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認する。</p> <p>• 「掛金充当日数」が「証紙枚数」を大幅に下回る場合は、付属書類（就労状況報告書、証紙受払簿等）を踏まえ、対応について徴収する。 【電子申請方式】</p> <p>• 工事完了後に元請が作成する「掛金充当実績総括表」の提示を受け、「掛金充当日数」と掛金収納書における「証紙日数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認する。</p> <p>• 「掛金充当日数」が「証紙日数」を大幅に下回る場合は、付属書類（就労状況報告書、掛金充当書等）を踏まえ、対応について徴収する。</p>
		<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>① 【再下請負通知】：建設業法（第24条の7第2項）</p> <p>② 【現場の安全衛生管理体制について】 ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～ ：長崎県令和元年7月2日付け31建企第245号</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt;</p> <p>② 【現場の安全衛生管理体制について】 ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～ ：長崎県令和元年7月2日付け31建企第245号</p>

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目		改正	現行
1. 施工体制 I. 施工体制一般	4 施工体制台帳、施工体系図	4-7) 施工体系図に記載されている主任技術者等及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【現場技術者等の腕章着用】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-51）</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【現場技術者等の腕章着用】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-50）</p>
	4-9) 社会保険等の加入状況を記載している。	5-1) 建設業許可を受けたいことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ⑤ 参考：適切な支払の指導と支払状況の確認（長崎県25建企第18号技能労働者への適切な賃金水準の確保について）</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ⑤ 参考：適切な支払の指導と支払状況の確認（25建企第18号技能労働者への適切な賃金水準の確保について）</p>
	5 建設業許可標識	6-1) 現場代理人は、現場に常駐している。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示すること。</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示すること。</p>
1. 施工体制 II. 配置技術者／現場代理人・主任技術者等	6 現場代理人	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ※ 「現場代理人の取り扱いについて（通知）」（長崎県4建企第507号） ・現場代理人の常駐を要しない場合 原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下の要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として取り扱うものとする。 (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 (2) 松浦市建設工事標準請負契約書 (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。 (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。 (5) 1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合。 ・他工事と現場代理人が兼務する場合 次のすべてを満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。 (1) 県内公共工事（国、県等）で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。 (2) 相互の工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できる場合。 (3) 各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。 (4) 兼務する工事の件数は2件（災害復旧工事を含む場合は3件以内）までとする。 (5) 発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応をおこなうこと。 (6) 兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。 (7) 兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ※ 「現場代理人の取り扱いについて（通知）」28建企第138号 ・現場代理人の常駐を要しない場合 原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として取り扱うものとする。 ・他工事と現場代理人が兼務する場合 現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、兼務を可能とする。なお現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。</p>	
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）	7 専門技術者の配置	<p>一 7-1) 専門技術者を選任し、配置している。</p>	<p>7-1) 専門技術者を選任し、配置している。 &lt;注 意 事 項&gt; ・建設業法（第26条の2） ① 第26条の2第1項：土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者は、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 例えば：住居の建築工事の中の、大工工事、屋根工事、内装工事、電気工事、管工事など ② 第26条の2第2項：建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合には、当該建設工事に関する現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業許可を受けた建設業者に該当建設工事を施工させなければならない。 例えば：内装工事の中の電気工事など ※政令で定める500万円以下の軽微な建設工事を除く。 ③ 【現場代理人及び主任技術者等】：松浦市建設工事請負契約書（第10条第7項） 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>	<p>7-1) 専門技術者を選任し、配置している。 &lt;注 意 事 項&gt; ・建設業法（第26条の2） ① 土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 例えば：住居の建築工事の中の、大工工事、屋根工事、内装工事、電気工事、管工事など ② 土木・建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する受注者は、下記のいずれかを選ばなければならない。 1) 一式工事の主任技術者等がその専門工事についての主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者兼ねる。 2) 一式工事の主任技術者等とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事についての主任技術者の資格を持っている者を専門技術者を兼ねる。 3) その専門工事について建設業の許可を受けている者を専門技術者に下請する。 ③ 【現場代理人及び主任技術者等】：松浦市建設工事請負契約書（第10条第7項） 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>



施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目	改正	現行
2. 施工状況	16 支給品及び貸与品	16-1) 受注者は、支給材料及び貸与品の支払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている	16-1) 引渡しを受けた日から7日以内に、受領書又は借用書を提出した。
I. 施工管理	16-1) 受注者は、支給材料及び貸与品の支払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。	<p>&lt;チェックポイント&gt;                      書類確認：受注者が、支給材料及び貸与品の支払状況を記録した帳簿を備え付けているかを確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;                      ②【支給材料及び貸与品】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-21）                      ・受注者は、支給材料及び貸与品の支払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておくなければならない。</p>	<p>&lt;チェックポイント&gt;                      書類確認：支給材料及び貸与品の引渡しを受けるときは、受領書又は借用書の提出を確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;                      ②【支給材料及び貸与品】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-20）                      ・受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>
17 建設副産物及び建設廃棄物	17-1) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員が提示を求めた場合、提示した。	<p>&lt;注意事項&gt;                      ②【建設副産物】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-23）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ②【建設副産物】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-22）</p>
17-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	<p>&lt;注意事項&gt;                      ①【再生資源利用計画書の作成等】：建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（第8条）                      ・再生資源利用計画書（再生資源を利用する際の計画）                      当初請負金額500万円以上（又は建設リサイクル法の対象工事）。又はリサイクル法における次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事。                      1) 土砂 … 500m<sup>3</sup>以上                      2) 砕石 … 500t以上                      3) 加熱アスファルト混合物 … 200t以上</p> <p>②【再生資源利用促進計画作成等】：建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（第7条）</p> <p>・再生資源利用促進計画書：（建設副産物を搬出する際の計画）                      当初請負金額500万円以上（又は建設リサイクル法の対象工事）。又はリサイクル法における次のいずれかに該当する指定建設資材を搬出する建設工事。                      1) 建設養生土 … 500m<sup>3</sup>以上                      2) コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設養生木材 } … 合計200t以上</p> <p>③【建設副産物】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33）</p> <p>⑤受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画（確認結果票含む）及び再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を提出し、その内容を説明しなければならない。</p> <p>⑥受注者は、再生資源利用計画（確認結果票含む）及び再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を工事現場の見やすい場所に掲げ、公衆の閲覧に供するものとする。                      ※確認結果票・・・建設養生土を運搬する場合、搬出先の確認を行い確認結果を記録するもの（令和5年5月26日以降に新たに契約を行う工事から適用）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ①【再生資源利用計画の作成等】：建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（第8条）                      ・再生資源利用計画書（再生資源を利用する際の計画）                      当初請負金額500万円以上（又は建設リサイクル法の対象工事）。又はリサイクル法における次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事。                      1) 土砂 … 1,000m<sup>3</sup>以上                      2) 砕石 … 500t以上                      3) 加熱アスファルト混合物 … 200t以上</p> <p>②【再生資源利用促進計画作成等】：建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（第7条）</p> <p>・再生資源利用促進計画書：（建設副産物を搬出する際の計画）                      当初請負金額500万円以上（又は建設リサイクル法の対象工事）。又はリサイクル法における次のいずれかに該当する指定建設資材を搬入する建設工事。                      1) 建設養生土 … 1,000m<sup>3</sup>以上                      2) コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設養生木材 } … 合計200t以上</p> <p>③【建設副産物】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-22）</p>	
18 指定建設機械類の確認	18-1) 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。	<p>&lt;注意事項&gt;                      ③【環境対策】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-37）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ③【環境対策】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-36）</p>
19 工程管理	19-3) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	<p>&lt;注意事項&gt;                      ①【施工時期及び施工時間の変更】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-42）                      ③【週休2日モデル工事の場合】：週休2日モデル工事の試行要領（長崎県R4.12.26改訂版）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ①【施工時期及び施工時間の変更】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）                      ③【週休2日モデル工事の場合】：週休2日モデル工事の試行要領（R2.3.19改訂版）</p>
19-4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	<p>&lt;注意事項&gt;                      ②【施工時期及び施工時間の変更】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-42）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ②【施工時期及び施工時間の変更】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）</p>	<p>&lt;注意事項&gt;                      ②【施工時期及び施工時間の変更】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）</p>

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目	改正	現行								
2. 施工状況	20 安全活動	20-3) 安全訓練等を実施し、記録がある。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 【工事中の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33）</p>								
Ⅲ. 安全対策		20-4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ① 【工事区域周辺の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p> <p>③ 参考：安全衛生活動（安全施工サイクル活動）の実施例</p>								
		20-6) 過積載防止に取り組んでいる記録がある。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ⑥ 【過積載の禁止】：道路交通法（第57条、第58条の2.3） ・車両には、積載荷重をこえて積載してはならない。 ・警察官は、車両の積載物の重量を測定することができる。 ・警察官は、過積載とならないよう措置を命ずることができる。 ・参考： 車両の重量等の最高限度（<b>車両制限令第3条</b>） 積載制限（<b>道路交通法施工令第22上第3、4項</b>）</p> <table border="1" data-bbox="470 133 756 664"> <tr> <td>1) 幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>2) 重量</td> <td>総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t</td> </tr> <tr> <td>3) 高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>4) 長さ</td> <td>12m</td> </tr> </table>	1) 幅	2.5m	2) 重量	総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t	3) 高さ	3.8m	4) 長さ	12m
1) 幅	2.5m										
2) 重量	総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t										
3) 高さ	3.8m										
4) 長さ	12m										
		20-10) 保安施設等の整理、設備、管理が的確であり、記録がある。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【工事中の安全管理（工事区域周辺の安全管理）、（交通の安全管理）】 ：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33）</p>								
		20-11) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【工事中の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p>								
			<p>&lt;注 意 事 項&gt; ⑥ 【過積載の禁止】：道路交通法（第57条、第58条の2.3） ・車両には、積載荷重をこえて積載してはならない。 ・警察官は、車両の積載物の重量を測定することができる。 ・警察官は、過積載とならないよう措置を命ずることができる。 ・参考： 車両の重量等の最高限度（<b>車両制限令第3条</b>） 積載制限（<b>道路交通法施工令第22上第3、4項</b>）</p> <table border="1" data-bbox="609 133 756 795"> <tr> <td>1) 幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>2) 重量</td> <td>総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t</td> </tr> <tr> <td>3) 高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>4) 長さ</td> <td>12m</td> </tr> </table>	1) 幅	2.5m	2) 重量	総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t	3) 高さ	3.8m	4) 長さ	12m
1) 幅	2.5m										
2) 重量	総重量 20t 軸重 10t 軸荷重 5t										
3) 高さ	3.8m										
4) 長さ	12m										
			<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【工事中の安全管理（工事区域周辺の安全管理）、（交通の安全管理）】 ：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p>								
			<p>&lt;注 意 事 項&gt; ② 【工事中の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p>								

施工プロセスチェック運用指針の改正箇所一覧表

区分	項目		改正	現行
2. 施工状況 IV. 対外関係	2.2 関係機関等	<p>22-1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。</p> <p>22-2) 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い記録がある。</p> <p>22-3) 工事の目的及び内容、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p>22-4) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ②【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41） ③【安全管理体制】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33）</p> <p>&lt;注 意 事 項&gt; ②【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ②【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-40） ③【安全管理体制】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p> <p>&lt;注 意 事 項&gt; ②【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-40）</p>
3. 参考資料 III. その他	—	—	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ③【受注者相互の協力】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-16） ④【工事中の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-33）</p>	<p>&lt;注 意 事 項&gt; ③【受注者相互の協力】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-15） ④【工事中の安全管理】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-32）</p>
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）	—	<p>「主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧」を令和元年5月改正 国土交通省近畿地方整備局資料「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」の表に修正</p> <p>1) 登録内容確認書 2) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識 3) 共済証紙受払簿 4) 労災保険関係成立票 5) 建設業許可標識 6) 施工体制台帳 7) 再下請負通知書 8) 施工体系図「提出用」 9) 施工体系図「揭示用」 10) 資格者証の内容 11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 12) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 13) 指定建設機械</p> <p style="color: red; text-align: center;">参考資料として添付しない</p>	<p>主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧</p> <p>1) 登録内容確認書 2) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識 3) 共済証紙受払簿 4) 労災保険関係成立票 5) 建設業許可標識 6) 施工体制台帳 7) 再下請負通知書 8) 施工体系図「提出用」 9) 施工体系図「揭示用」 10) 資格者証の内容 11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 12) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 13) 指定建設機械</p>	